

日本版画会展実行委員会設置要綱

第1条 日本版画会展を円滑に行うために、日本版画会展実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を設置する。

第2条 実行委員長には展覧会部長が、副実行委員長に同次長が当たる。

第3条 実行委員にはすべての理事と会友以上から選任された者及び希望した者が当たる。

第4条 関連する会務は、次の通り分担して当たる。

- (1) 展覧会の全体の管理運営は展覧会部及び事務局が当たる。
- (2) 審査にあつては別に定める日本版画会展審査要綱で定める委員が当たり、その事務は実行委員会の指名した者が当たる。
- (3) 展覧会に関する印刷物は事務局と総務部が対応する。
- (4) 展覧会に関する会計事務は財務部が担当する。
- (5) 会期中の実演は技術教育部が担当する。
- (6) 表彰式は事務局が、その後の懇親会は各支部輪番で担当する。
- (7) 展覧会の協力者の募集は、理事会で担当者を指名するほか、展覧会部と事務局と協力し調整する。
- (8) 出品者のさらなる成長を図るため、出品作品をすべて落選した出品者には、審査員の意見を付けて次への精進を促す。
- (9) その他必要な対応は、関係者で協議し、展覧会部の指示で行われる。

第5条 この要綱の改廃は展覧会部が、理事会の承認を得て行う。また、要項に定めのない事項は実行委員長が定める。

附則 本規定は平成26年4月19日に施行する。

平成28年2月27日一部改正。

審査基準・・・・・・・・・・日本版画会展審査要綱

第1条 日本版画会展に係る審査は、日本版画会会則（以下、「会則」という。）第27条に基づき本要項を基準として行う。

第2条 審査は、公募出品者（一般）の作品の入落の選別と、会を構成する会友の作品の入落及び入賞、また準会員、会員の入賞の決定を行うとともに、各資格への昇格推挙を行う。創作意欲に刺激を与え、その資質と感性を向上させることを目的に、公正に行う。また、「受賞」及び「昇格推挙」並びに会員が審査に参加することによって生まれる「客観的な観察力」「責任感」「感性の高揚」を図ることを目的とする。

第3条 審査委員は次の区分によって理事会で選任され、その総員は30名前後とする。

- ① 理事会で承認された外部有識者若干名
- ② 会長、副会長、事務局長、展覧会部長、名誉会長及び名誉会員
- ③ 本会公募展の最高賞受賞者の中から、本条第3項に規定するグループ分けにより、順番に選任された者
- ④ 部長及び支部長
- ⑤ 支部のない地区から、理事会によって推薦された者
- ⑥ 版画技法別に、理事会によって推薦された者
- ⑦ 30名以上の構成員を有する支部に審査委員1人を追加する

2、外部有識者は原則として連続3回をもって交代するものとする。

3、本条第2号に規定する最高受賞者は、理事会によって3グループに区分けされ、1グループずつ順次審査員となる。

4、本条第5号から7号に規定する審査員が、総会で承認された後に辞退した場合は、会長、副会長、事務局長が協議し、辞退した審査員の選出区分に従って、他の者を選任することができる。

第4条 一般公募及び会友、準会員の作品の審査は審査員全員で当たり第1次審査と呼び、会員の審査は本要項第3条第1項第1号から第3号に該当する審査員で行い第2次審査という。

2、児童の部の審査は第2次審査に参加しない審査員が当たる。

第5条 審査委員会の委員長は会長が務め、その運営は審査主任が行い、進行はその監督のもと審査進行を担当する。ただし第2次審査は審査委員長が担当する。

2、審査主任は、当該年度の展覧会の審査を担当する最高賞受賞グループの中から、順次担当する。ただし何らかの事情でその者が欠席したときは次の順位の者が担当する。

3、審査主任は第一次審査を主導し、賛否同数の場合は審査主任が決定し、表彰式で審査の講評を述べる。

4、審査進行は理事の中からあらかじめ選任し、審査員を兼ねることができる。

5、審査事務は理事会から指名を受けたものが担当する。

第6条 審査基準は、①デッサン力、②色彩感覚、③技法力、④版種の特徴を生かしているか、⑤作品の持つ雰囲気（感性）、⑥意欲度を判断して決める。

第7条 日本版画会展における賞及び賞の順位は次のとおりとする。

①文部科学大臣賞…全ての作品中の最優秀作品

②東京都知事賞…公募作品中の最優秀作品

③日本版画会賞…会員作品中の最優秀作品

④萬華賞…会員作品の優秀作品

⑤馬淵賞…会員作品の優秀作品

⑥大久保賞…会員作品の優秀作品

⑦会員賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…会員作品の優秀作品

⑧準会員賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…準会員作品中の優秀作品

⑨会友賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…会友作品中の優秀作品

⑩奨励賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…公募作品中の優秀作品

⑪ 新人賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…初出品者の優秀作品

⑫ 最優秀賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…児童生徒の部の中の最優秀作品

⑬ 優秀賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…児童生徒の部の中の優秀作品

⑭ 努力賞（記念展は記念賞を追加で設ける）…児童の部の優秀作品に準じる作品。調整枠とし、該当する作品がない場合授与しない

2、本条第1項に定めた賞以外の賞を設ける場合の順位はその都度定める。ただし旧読売新聞社賞は馬淵賞の上位とする。（当初は日本版画会賞に次ぐ賞として、主に抽象作品を選定したが、抽象作品が少なく、年によっては萬華賞に次ぐ賞となった時もあった。）

第8条 会則第6条第1号にいう会友推挙に掛かる「別の基準」は次のとおりとし、準会員及び会員推挙についてもこれを基準とする。ただし生徒児童の部については該当しない。また推挙の効力の発生は、推挙した年度の翌年度からとする。

(1) 会友推挙 (第5条第1号)

- ① 東京都知事賞受賞者
- ② 奨励賞受賞2回の者 (奨励賞及び新人賞を含む、以下同じ)
- ③ 奨励賞1回と入選2回の者
- ④ 入選連続5回の者
- ⑤ 出品が連続していない場合は1年遅らせる。

(2) 準会員推挙 (第5条第2項)

- ① 会友賞を受賞した者の中から推挙する。ただし、前回推挙で昇格してきた者が受賞した場合は次回の作品を審査し推挙を検討する
- ② 会友在籍5年以上の者の中から作品を審査して推挙する
- ③ 受賞はしなかったが、受賞作品に準じる力量のある作家と認められた者
- ④ 前年の作品が評価されたが推挙に至らず、次回検討となった者の作品を改めて審査し、作品が安定し推挙が適当と認められた者

(3) 会員推挙 (第5条第3号) にあつては準会員推挙の基準の「会友」を「準会員」と読みかえて適用する

(4) 退会者の復帰について、公募一般の部で審査し、作品評価が在籍時と同等であると認められれば次回より元の資格に復帰できる。

2、文部科学大臣賞の選考にあつては、過去の日本版画会賞以上の受賞者の作品も、候補に入れて検討する。ただし、文部科学大臣賞の無い時期の日本版画会賞受賞者は最高賞受賞者として外す。

第9条 会則第7条に規定する招待作家の推薦は原則として次の事各号に当てはまる者とする。

- (1) 版画作家として長年活動をしている者
- (2) 版画創作活動の発表に実績のある者
- (3) 今後、会の運営に積極的に参加見込みのある者

2、招待作家を準会員以上のどの資格に位置付けるかは、会則第7条第3項の規定により審査会の意見を聞いて決める。

第10条 審査に関する事務は、展覧会部長の監督のもと厳正に記録し、審査委員会の要求に応じて審査に必要なデータを提示する。また、記録されたデータは整理して展覧会に関する資料として利用できるよう保管管理する。

第11条 本要項の改廃は理事会で行い、ここに定めのない事項は審査委員長が定める。

附則 本規定は平成26年4月19日に施行する。

平成28年2月27日一部改正

平成28年11月16日一部改正

平成29年10月15日一部改正

平成30年1月27日一部改正

審査方法・・・・・・・・・・日本版画会展鑑審査手順書

- 1、この手順書は日本版画会展の審査手順を定める。
- 2、審査にあつては広く意見を交換し、最終的に多数決投票によって決定する。
- 3、公募作品の入落選の審査にあつては会場の壁面積を基に、出品作品数を参考に入選点

数を概略決定し、投票により「入選」「保留」「落選」に選別し、最終入選数を「保留作品」で調整する。このため、審査主任は審査会冒頭に審査員の意見を聞いてその得票基準を定める。

4、審査は第一次審査と第二次審査と児童生徒の部審査に分けて行う。

5、審査手順は次の通りとする。

(1) 第一次審査

- ① 一般の部の審査はすべての作品を1点ずつ審査し入落を投票によって選考後、入選作品の中から賞候補を選び、投票によって絞り込み、その得票数を参考として入賞作品を選考する。
- ② 会友作品にあつては出品作品の内、1人1点以上を入選とするための作品を選定した後、入選作品の中から賞候補を選び、投票を行い、その得票数を参考として入賞作品を選考する。
- ③ 準会員作品にあつては全出品作品から賞候補を選び、投票を行いその得票数を参考として入賞作品を選考する。
- ④ 第1次審査にあつては審査要項第5条に規定する各区分による昇格推挙該当者の作品を審査し推挙者を選考する。
- ⑤ 一般出品者から準会員までの作品で、文部科学大臣賞の候補となるべき作品が有つた場合は、審査員の合意に基づき第二次審査に回し、会員作品の審査において優秀なものと合わせて、その中から文部科学大臣賞の選考を行う。この場合、第一次審査の結果に変動を及ぼす可能性があるため、第一次審査の最終決定は、第二次審査を待って行う。

(2) 第二次審査（会員作品の賞の決定）

- ① 賞候補の作品を審査し、投票によって対象の賞を決定する。
 - ② 作品が賞選考の対象となった審査員は、第2次審査に参加できない。
 - ③ 文部科学大臣賞は全出品作品の中から最高賞を決めるため、第1次審査で選ばれた最優秀作品との比較を行い、より優秀な作品を文部科学大臣賞として確定する。
 - ④ 第二次審査の様子は、第一次審査員が一定の距離を置いて、立ち会うことができる
- (3) 児童生徒の部の審査は児童生徒の部を担当する審査員によって入落を決定し、賞候補を選定し、最終審査報告会に報告し、最終的な入賞者を確定する。

6、その他

- ① 審査規定に定めのない事項は、審査主任が審査員の意見を聞いて、審査委員長の判断を仰ぐ。
- ② 一度受賞した者は、新たな創作機軸を極めるなど、前回受賞作品に比べ新境地を開拓したと認められる場合を除き、その賞より下位の賞は対象としない。

附則 本規定は平成26年4月19日に施行する。

平成27年4月11日に一部改正。

平成28年2月27日一部改正。